

※この法令は廃止されています。
平成十二年総理府令第九十九号

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の規定に基づく立入検査をする環境省の職員
の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令

中央省庁等改革関係法施行法（平成十一年法律第六十号）の施行に伴い、及び化学物質の審査
及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第十七号）第三十三条第三項の規定を実施す
るため、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の規定に基づく立入検査をする環境省の職
員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令を次のように定める。

環境大臣がその職員に携帯させる化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第四十四条第
四項の証明書は、別記様式によるものとする。

附 則

この府令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十
三年一月六日）から施行する。

附 則（平成十六年三月一八日環境省令第三号）

この省令は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則（平成二十二年四月一日環境省令第七号）

（施行期日）
第一条 この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成二十三
年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の別記様式により調製した証明書は、
この省令の施行後においても当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和六年四月一日環境省令第一七号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の規定に基づく立入検査をする環境省の職員
の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令の廃止）

第二条 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の規定に基づく立入検査をする環境省の職
員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令（平成十二年総理府令第九十九号）は、廃止
する。

（経過措置）

第三条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前又は廃止前の様式（次項において「旧
様式」という。）により使用されている証明書は、この省令による改正後の様式によるものとみ
なす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用
することができる。

別記様式

別記様式

表
12センチメートル

<p style="text-align: center;">第 号</p> <p>化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第44条第1項から第3項までの規定による立入検査等を行う職員の身分証明書</p> <p>職名</p> <p>氏名</p> <p>年 月 日生</p> <p>年 月 日発行</p> <p>年 月 日限り有効</p> <p style="text-align: right;">環境大臣 印</p>	<p>写</p> <p>真</p>
--	-------------------

12センチメートル

裏

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律抜すい

（立入検査等）

第44条 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、第3条第1項第4号から第6号まで又は第5条第4項の権限を受けた者又は第5条第4項の権限を受けた者の職務、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のために必要な最小限度の分量に限り化学物質を収去させることができる。

2 経済産業大臣又は厚生労働大臣は、この法律の施行に必要な限度において、それぞれ、その職員に、許可製造事業者若しくは許可輸入事業者又は第35条第1項の規定による届出をした者の職務、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のために必要な最小限度の分量に限り化学物質を収去させることができる。

3 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、第35条第1項の規定による届出をした者の職務、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のために必要な最小限度の分量に限り化学物質を収去させることができる。

4 前3項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

5～8 (略)

9 第1項から第3項までの規定による立入検査、質問及び収去の権限は、冠姓検査のために認められたものと解釈してはならない。

第60条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

一 (略)

二 第44条第1項から第3項までの規定による検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは悪用し、又はこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第61条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

一 (略)

二 第59条第2号、第59条又は前条各本条の罰金刑